

別表第10【長期使用構造等確認等料金】

(単位 戸)		長期使用構造等確認	変更 長期使用構造等確認	長期使用構造等確認に係る 軽微変更該当証明
戸建住宅		50,000	25,000	5,500 (円/住戸)
共同住宅等	2～5	100,000	50,000	
	6～10	157,300	78,650	
	11～25	323,400	161,700	
	26～50	593,500	296,750	
	51～100	1,041,200	520,600	
	101～	別途見積	別途見積	

※ 兼用住宅は「戸建住宅」の区分欄に、長屋建ては「共同住宅等」の区分欄に掲げる確認料金等を適用する。

別表第11【住宅性能評価書、長期使用構造等確認書の再交付料金】

	住宅性能評価書	長期使用構造等確認書
申請1件につき	5,500	2,200

別表第12【規程第31条第5号に定める評価料金の減額】

	設計住宅性能評価の料金から減ずる額
共同住宅等	$Y \times \alpha$ (千円未満は切り捨てる)

※ Yは、別表第1に定める1棟当たりの評価料金

※  $\alpha$ は、15%の範囲内でセンターが定める減額率